

## 管理運営・財務に関する方針

愛知大学学則第1条に、「本大学は、教育基本法及び学校教育法並びに本学の設立趣意書に基づき、高い教養と専門的職能教育を施し、広く国際的視野をもって人類社会の発展に貢献しうる人材を養成することを目的とする。」と規定している。常に変化する環境に対応しつつ、本学の目的を確実に・迅速に実現出来る実行力のある管理運営体制、(すなわち法人組織が教学組織を十分に理解し、教学事項が十分に尊重される管理運営体制)を整備することを愛知大学の管理運営方針とする。なお、方針を具体的に推進するために、第4次基本構想に次の項目を策定し、学内外に周知・公表している。

### 1. ガバナンス・管理運営

#### (1) ガバナンス体制の整備、意思決定・執行体制の見直し

1. 私立学校法では理事会は学校法人の最終的決定者として位置付けられていることから、それに則った見直しを検討する。理事長・学内理事の選任・退任等に関わる理事会の役割など。
2. 理事長、理事の資格条件を明確にする。
3. 選挙時期などを含め学長選挙制度を再検討する。
4. 副学長・常務理事制度のあり方について検討する。
5. 大学評議会のあり方や構成の検証・見直しを行う。

#### (2) 運営体制の見直し（IR体制、学内理事の分担、補佐体制、委員会組織等）

1. 学内理事の担当業務のあり方を検討し、担当業務を明確にする。
2. 常務理事補佐を廃止し、学長補佐（教学関係）、理事長補佐（法人関係）の制度を立ち上げる。
3. IR組織の任務を明確化し組織の再編を行う。
4. 各種委員会の規程とその活動実態を検証し、規程の整理・見直しを行う。

#### (3) 管理人材の育成制度

1. 教育職員及び事務職員の中から経営管理人材を育成する制度的な仕組みを整備する。
2. 教育職員については学部長等に対して大学経営に関する研修機会を設ける。
3. 事務職員については各種の研修会の機会を提供し、併せて各種学内プロジェクトに参加させる。
4. 「愛知大学に求められる事務職員像」、「人材育成方針」に基づき、事務職員の人事制度を見直し、「トータル人事システム」の構築をめざす。

#### (4) 危機管理・コンプライアンス

1. 危機管理（海外の留学等を含む）について危機管理委員会を中心に引き続き適切に対応する。
2. 事業継続計画（BCP）の策定に向けて検討する。
3. 地域と連携した地震防災訓練を実施する。
4. 大学の業務・財務に対する内部監査室、監事による監査体制を充実する。

5. 研究面の倫理・コンプライアンス維持について研究倫理・コンプライアンス委員会のもとに推進する。

#### (5) 情報の公開・共有

1. 大学の基本的な情報を基準に則って社会に引き続き公開し、説明責任を果たし、社会の大学に対する理解を促進する。
2. 学内の主要な会議情報(議事録、報告書、答申など)の位置づけを明確にし、できるかぎり学内関係者に公開し、情報の共有を図る。

## 2. 財務

### (1) 収入増加策、収支計画

1. 経常費補助金、各種補助金を積極的に獲得する。
2. 創立 70 周年記念募金活動は実施を継続し、新たな寄付金制度を検討する。
3. コンベンションホール、教室等の施設の積極的な貸し出しを継続する。収入の安定確保と経常収支差額比率 10%を実現する。
4. 2018 年度末までに旧名古屋校舎(みよし市)土地売却を完了する。

### (2) 支出の合理的な配分

1. 人件費、教育研究経費、管理経費の配分バランスを維持し、新会計基準による財政 3 指標の目標(教育研究経費比率 30%、人件費比率 50%未満、経常収支差額比率 10%)を達成する。
2. 諸手当に関するあり方を検証する。
3. 教育研究経費(減価償却を除く)は優先的に配分していくと共に教育研究経費比率(決算ベース)を 30%に高めていく。
4. 借入金の契約返済分を確実に返済していく。
5. 学長裁量経費を拡大する。

### (3) 資金積立および運用

1. 将来の新学部設置と設備整備等の資金を計画的に積み立てる。
2. 名古屋第 2 期工事の完成に向けて資金計画(2016 年度の支払い)を確実なものとする。
3. 安全性を重視しながら資金運用管理基準の見直しを図り、確実な資金運用を計画的に行う。

### (4) AUS への対応

1. 大学の業務サポート、学生・社会へのサービス提供の事業を継続し、大学への資金還元を図る。
2. エクステンション事業等様々な事業展開により売上を増大させる。
3. 愛知大学以外への事業範囲を拡大し増収を図る。